

秋田県岩館漁港海岸休憩施設に係る指定管理者の候補者選定の方法及び結果について

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評 点）
5点：特に優れている
4点：優れている
3点：やや優れている
2点：やや劣っている
1点：劣っている
- 2 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。（満点を100点として再計算）
（申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討するとともに、適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定した。
（議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照）

○ 評点表

	1 県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	2 施設の設置目的の 効果的な達成 (満点：30点)	3 効率的な管理 (満点：20点)	4 適正かつ確実な管理 を行う能力 (満点：30点)	5 その他必要な事項 (満点：20点)	合 計 (満点：100点)
八 峰 町	○	23.0	14.8	25.7	16.8	80.3

■ 総合評価（選定結果）

- 八峰町は、これまでの管理実績も十分であり、全体としてバランスよく評点を獲得している。
- 経営状況は、平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（自治体財政健全化法）」の4つの指標から判断した結果、健全な財政状況である。
- ◎ このことから、八峰町を指定管理者の候補者として選定することに決定した。